

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	第3回みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	平成30年1月18日(木) 午後2時00分～午後2時30分		
開催場所	みよし市役所3階研修室5		
出席者	(会長) 天石 惇郎、(職務代理者) 野崎 又嗣 (委員) 加藤 民子、西田 基、木戸 功男、奥村 昌代 山内 なほみ、近藤 人史、久野 和美 (事務局) 小野田福祉部長、太田福祉部次長、野々山保険年金課長、 浅井副主幹、野々山主事		
次回開催予定日	平成30年7月		
問合せ先	保険年金課国保担当 浅井、野々山 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス <a href="mailto:hokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp">hokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp</a>		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録全文</li> <li>・議事録要約</li> </ul>	要約した理由	

審 議 経 過

【福祉部次長】

定刻となりましたので、ただいまから「平成29年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。

それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。「一同、礼」ご着席ください。

では、会議を始めます。本日の会議は約1時間程度を予定しております。

また、本運営協議会につきましては会議公開となりますので、ご了承をお願いします。

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。

はじめに天石会長より、あいさつをいただきたいと思います。

【天石会長】

本日はお忙しい中、委員の皆様にはお越しいただきありがとうございました。新年が明けまして3週間になりますが、本年もよろしくをお願いします。今回は保険税について皆様から意見をいただきまして、今回は答申案をご承認いただきたいと思います。今回は「みよし市の保険税率は県の水準に比べて低いことから引上げをしていかなければならないが、激変緩和を考慮して7年間かけて引上げていく」という方針でご了解をいただきました。ただ、その間に足りない分、つまり赤字が出てくる部分については市の税金を使うこととなります。市の税金を使うということは、国民健康保険加入者以外の市民の負担につながるわけですが、そこはご理解をいただくということでご了解をいただきました。なお、今回が本年度最後の運営協議会となりますのでよろしくお願いします。

【福祉部次長】

ありがとうございました。なお、本日は島委員、日比野委員、芳賀委員が所用により欠席されていますのでご報告させていただきます。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条1項の規定により会長が議長を務めることとなりますので、天石会長よりお願いします。

【天石会長】

規定により議長を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。

本日の出席者は9名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、本委員会は成立しています。

はじめに、本日の議事録署名者の指名をいたしたいと存じます。

山内委員と久野委員を議事録署名者に指名しますのでお願いします。

なお、議事録は要点記載とし、書記を保険年金課の野々山主事をお願いします。

それでは議事に入ります。

協議事項の(1)「平成30年度みよし市国民健康保険税の税率について」、事務局より説明をお願いします。

#### 【保険年金課長】

協議事項(1)「平成30年度みよし市国民健康保険税の税率について」として、前回の協議会において、ご決定いただきました平成30年度の国民健康保険税の改定案の内容について再度ご確認いただくことに加えて、昨年12月に閣議決定された平成30年度税制改正大綱の内容の中に国保税にかかる事項がありましたので、その内容をご説明します。

資料1をご覧ください。

まずは、「(1)国民健康保険税の税率の改定」についてですが、これは前回ご決定いただきました内容の確認となります。

今回の改定は、現行に対して、全体で所得割を0.48%、均等割を800円引き上げ、平等割は据え置きとする内容となっております。

改定率の根拠としては、昨年11月に県が試算した標準保険税率を目標とし、被保険者にとって、保険税負担が急激な増とならないよう、今後段階的に引き上げていくものとし、今回の改定率は平成29年度の改定率を参考にしております。

基礎課税額・後期高齢者支援金等課税額・介護納付金課税額の内訳は、そちらに記載してある税率表(案)のとおりです。ただし、平等割については、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額において、それぞれ額の改定は生じますが、全体では差し引き零となりますので、実質据え置きとなります。

この改定による課税額の試算については、モデル世帯においては現行より課税額が年間8,800円の増、国保税全体では平成29年4月1日現在の課税状況を基に試算すると、約3,405万1千円の増額となる見込みです。

2ページをご覧ください。

次に「(2)国民健康保険税の減額(軽減額)の改定」についてです。

国保では、低所得世帯について、保険税の賦課による負担を緩和するために、その所得に応じて、応益割である均等割と平等割のそれぞれ7割、5割、2割を軽減がする制度があります。

今回、均等割を改定することに伴い、それぞれの軽減額についても、こちらの表のとおり改定することが必要となります。

次に「(3)国民健康保険税の課税限度額及び減額対象所得の改定」についてです。

昨年12月に平成30年度税制改正大綱が閣議決定され、その中に、国保税の課税限度額の改定と、(2)で説明した国保税の軽減対象となる所得の基準の改定にかかる事項がありました。

その内容を3ページに記載しています。

まず、国保税の課税限度額の改定については、基礎課税額の限度額を現行の54万円から58万円に引き上げることとしています。これは、厚生労働省が医療保険料について被用者保

険との公平性を図るため、課税限度額に達する世帯の割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げるというルールを設けており、それに基づいたものです。

また、減額対象所得については、物価上昇などの影響を考慮し、軽減対象となる所得の基準を引き上げるものであり、5割軽減となる世帯、2割軽減となる世帯における被保険者1人あたりの基準額をそれぞれ引き上げるものとしています。

(3)の課税限度額及び減額対象所得の基準については、保険税率と同じく各市町村で定めることとなっておりますが、本市では、以前から運営協議会からの答申の中で「課税限度額や減額対象所得については、引き続き国の定めた額とすることが望ましい」というご意見をいただいております。これにならって、軽減対象所得基準についても、これまでも国に合わせた改定を行ってきた経緯があります。

また、30年度から県単位化が始まり、今後は国保にかかる様々な事項について、将来的には統一化を目指していくことになると思われ、やはり今回についても国の基準に合わせていくことが適当ではないかと事務局としては考えています。

それぞれ改定した場合、平成29年4月1日現在の課税状況を基にした試算については、次のとおりです。

まず、課税限度額の改定について、約561万9千円の増額が見込まれます。

次に、減額対象所得の改定については、5割軽減世帯では43世帯87人の増、2割軽減世帯では18世帯23人の増となり、軽減額は約98万3千円の増額となる見込みです。

全体の差し引きでは、約463万6千円の増額となります。

今回は、税率改定の内容について再度ご確認いただくとともに、税制改正の内容に沿った改正を行うかどうかについてのご審議をお願いします。

以上、説明とさせていただきます。

#### 【会長】

ただ今、協議事項(1)について、事務局より説明がありました。

1つは、前回の協議会でご了解いただいた保険税率の引き上げについては、モデル世帯についての試算では毎年8,800円程度の引き上げとなるということです。

もう1つは、国の税制改革大綱に沿った保険税の改定で、課税限度額が現行の54万円が58万円に引き上げとなり、また減額対象所得も引き上げられるということです。

この事項について、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

(意見なし)

意見もないようですが、前回ご審議いただいておりますので委員の皆様にはご理解を得たということで採決をとりたいと思います。

ご審議いただきました、「平成30年度みよし市国民健康保険税の税率について」、原案を承認することでご異議はありま

せんか。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

次に、協議事項(2)「みよし市国民健康保険運営協議会答申書(案)について」、事務局より説明をお願いします。

#### 【保険年金課長】

協議事項(2)「みよし市国民健康保険運営協議会答申書(案)について」、ご説明します。

資料2をご覧ください。本年度、第1回目の会議の際に、市長より国民健康保険税のあり方についての諮問があり、これまでの会議における協議の内容を踏まえて、市長に提出する答申書の案を作成いたしましたので、内容をご確認いただきたいと思えます。

1ページ目は答申書に添付する送付書、2ページ目は答申書の表紙で、3ページからが本文となっております。

3ページの「1 国民健康保険税の税率について」では、今回の税率改定の内容に触れております。

内容としましては、先ほどご説明したとおり、平成30年度から始まる国保事業の県単位化に伴い、税率については県から示される標準保険税率を基準に検討していかなければならないことと併せて、国から国保特別会計における赤字の計画的な解消を求められつつも、被保険者の保険税負担が急激なものとならないように配慮しなければならないことなどから、税率を段階的に引き上げていくこととし、平成30年度については、ページの下の税率表のとおりとすることとしています。

4ページの「2 国民健康保険税の減額について」では、今回の均等割の改定に伴う改定が望ましいとしています。

また、「3 国民健康保険税の課税限度額及び減額対象所得について」では、平成30年度税制改正大綱に合わせて、それぞれ改定することが望ましいとしています。

6ページをご覧ください。こちらには、本市の現行税率と標準税率との差を埋めていかなければならないが、被保険者の急激な負担増を避けなければならないこと、その一方で、国は法定外繰入の削減を求めていることなどを踏まえて、今後、国民健康保険税の見直しを行うにあたり、留意すべき点として、6つの意見を掲げております。

このように、「みよし市国民健康保険税のあり方について」の答申書案を作成いたしましたので、ご審議をお願いします。

以上、説明とさせていただきます。

#### 【天石会長】

審議内容は、今までご審議いただいたみよし市の保険税について、事務局が作成した答申書案の内容が適切かご確認いただくものです。また、運営協議会からの意見として、1として愛知県の示した標準保険税率を考慮してほしい、2として被保険者の急激な負担増にならないようにしてほしい、3

として課税限度額については国の意向に沿ったものとしてほしい、4として保険税の減額対象者の所得については国の意向に沿ったものとしてほしい、5として収納率の向上について今後も努力してほしい、6として医療費抑制のため特定健診や保健指導について頑張してほしいという、6つの意見を添えるものです。これについて、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

(意見なし)

特に意見も無いようですので、原案を承認するという事で異議はありませんか。原案を承認するという方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ということで原案を承認しました。ありがとうございました。

以上で協議事項についての審議を終了します。

話は変わりますが、私は社会福祉協議会の会長も兼ねており、国民健康保険だけでなく、介護保険についても厳しい状況ということを確認しています。

耳鼻科医師である西田委員にお尋ねしますが、高齢者が介護状態にならないために健康に気をつけたほうがいいことはありますか。

**【西田委員】**

難聴者を作らないということが大事だと思います。難聴になってしまうとコミュニケーション不足になってしまう。若いうちに難聴者を作らないようにケアしていくことが大事だと思います。

**【天石会長】**

次に、次第3の「その他」について、事務局より何かありましたらお願いします。

**【保険年金課長】**

その他の事項として、今回ご承認いただいた答申書にかかる今後の予定についてご説明します。

答申書は、来週23日の火曜日に天石会長ならびに野崎職務代理者から市長へ提出していただくこととなっています。

そして、これに基づき作成した「みよし市国民健康保険税条例」の改正案を3月に開会される平成30年第1回みよし市議会定例会に上程し、可決されることにより、正式に改正となります。

ただし、税制改正の内容については、国会において法律改正案が可決されてからでないと、条例改正ができません。

市議会定例会の会期中に法律改正が間に合わない場合は、3月31日付けで専決処分による条例改正を行い、5月に予定される臨時議会において報告をすることにより、正式に改正となります。

**【天石会長】**

ただ今、事務局から答申書にかかる今後の予定についての説明がありましたが、質問、意見等がありましたらお願いします。

(意見なし)

**【天石会長】**

特に無いようですので先ほどの説明に従って進めていただくこととします。

以上で本日の予定を全て終了いたしました。ありがとうございました。

**【健康福祉部次長】**

ありがとうございました。本日の会議が本年度最後ということで福祉部長からあいさつをさせていただきます。

**【健康福祉部長】**

委員の皆様には慎重なる審議をいただきまして大変ありがとうございました。本年度の会議は、平成30年度からの県単位化に向けての国民健康保険税の今後のあり方についてご審議いただくという大変重要な1年だったと思います。ありがとうございました。本日をもって本年度の審議は全て終了ですが、来年度も引き続きご助力をいただきますようお願いいたします。

**【健康福祉部次長】**

以上をもちまして「平成29年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。

一年間大変お世話になりました。あらためて感謝申し上げます

一同、ご起立をお願いします。「一同、礼」 ありがとうございました。